7 試験研究機関改革·法人化検討会議設置要領

(設置)

第 1 道立試験研究機関に関し、地方独立行政法人制度の導入に係る方針を検討するため、 試験研究機関改革・法人化検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1)別記に掲げる道立試験研究機関における地方独立行政法人制度の導入に係る方針の検討に関すること。
 - (2)その他、必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

- 第3 検討会議は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 検討会議の座長は総務部長をもって充てる。
- 3 検討会議は必要に応じて座長が招集する。
- 4 座長は、必要に応じて別表1の職にある者以外の者に検討会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第4 検討会議に、ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、別表2の職にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、検討会議の所掌事項に関する議案の事前調整を行うと共に、 実務的な事項について協議・調整を行う。
- 4 ワーキンググループにリーダーを置き、総務部行政改革局次長をもって充てる。
- 5 ワーキンググループは、リーダーが招集する。
- 6 リーダーは、必要に応じて別表2の職にある者以外の者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(庶務)

第5 検討会議の庶務は、総務部行政改革局参事において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則 この要領は、平成19年6月26日から施行する。

所 管 部	試験研究機関名
総務部	原子力環境センター
環境生活部	環境科学研究センター 開拓記念館 アイヌ民族文化研究センター
保健福祉部	衛生研究所
経済部	地質研究所 工業試験場 食品加工研究センター
農政部	中央農業試験場 上川農業試験場 道南農業試験場 十勝農業試験場 根釧農業試験場 北見農業試験場 畜産試験場 花・野菜技術センター
水産林務部	中央水産試験場 函館水産試験場 釧路水産試験場 網走水産試験場 稚内水産試験場 栽培水産試験場 水産孵化場 林産試験場 林業試験場
建設部	北方建築総合研究所

別表 1

部名	検討会議構成員
総務部	総務部長
知事政策部	知事政策部長
企画振興部	企画振興部長
環境生活部	環境生活部長
保健福祉部	保健福祉部長
経済 部	経済部長
農政部	農政部長
水産林務部	水産林務部長
建設部	建設部長

別表2

部名	ワーキンググループメンバー
総務部	行 政 改 革 局 次 長 総 務 課 長 行 政 改 革 局 参 事 人 事 課 長 財 政 課 長
知事政策部	参事
企画振興部	総 務 課 長 科学技術振興課参事
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総 務 課 長
経済部	総務課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課長
建設部	総務課長